

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

◆ 役員のゴルフレッスン費用

Q: 取引先とのつきあいでゴルフがどうしても必要なため、一部の役員にレッスンを受けさせることにしました。

レッスンを費用を会社が負担した場合、どのように取り扱われますか。

A: 給与として取り扱われます。

【解説】

会社が、得意先、仕入先その他事業に関する者をゴルフに招待する場合には、そのプレー費用は交際費になります。ここでいう「その他事業に関する者」には、招待する会社側の役員、従業員、株主も含まれますから、会社の役員等のプレー費用もすべて交際費になります。

しかし、ご質問のゴルフレッスン費用は、得意先等を接待するものではありませんので、交際費には該当しません。

では、次に、福利厚生費に該当するかというと、福利厚生費とは、従業員等の勤労意欲を向上させ、事業を発展させることを目的とするものですから、基本的に従業員全員が参加できるものでなければなりません。

ご質問の場合、特定の役員だけのレッスン費用ですから、福利厚生費には該当しません。

ご質問のようなゴルフレッスン費用は、業務上必要なものではなく、つまりは個人の能力、資質を向上させるにすぎないものと考えられますので、このような費用を会社が負担した場合には、給与として取り扱われることになります。

